

米のモデル事業（米戸別所得補償モデル事業）

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積10アール当たり15,000円を定額交付します。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行います。

交付単価(全国一律)

定額部分 (10アール当たり)	15,000円 (恒常的なコスト割れ相当分の助成)
変動部分 (10アール当たり)	平成22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定

交付対象者

「生産数量目標」の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者(当然加入面積未満の場合は、平成21年度の出荷・販売の実績のある方)

交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米・縁故米用に供される分として一律10アールを差し引いた面積

- ※ 調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番・面積・改善計画などを市町村に提出し認定を受ける必要があります。
- ※ 水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策(ナラシ)に加入している場合は、米のモデル事業における変動部分の交付金額を控除してナラシの補てん額を算定します。

加入申込・支払時期

交付金を受け取るためには、加入申込書、交付申請書などの提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

加入の申し込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～3月になります。

【問い合わせ】

中国四国農政局高知農政事務所 食糧部計画課	☎ 875-2153
伊野地区水田農業推進協議会(JA伊野町枝川支所)	☎ 892-1675
JAコスモス地域水田農業推進協議会(JAコスモス吾北支所)	☎ 867-2211
産業経済課	☎ 893-1115
吾北総合支所 産業課	☎ 867-2313

※戸別所得補償制度に関する詳しい情報は、以下のアドレスに掲載しています。

【http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html】